

税務キャッチ・アップ

法人税関係

欠損金の繰戻しによる法人税額の還付

1 はじめに

法人に青色欠損金額が生じた場合には、通常、その青色欠損金額はその後の各事業年度の所得金額から繰越控除することとなるが、一定の場合には、欠損金の繰戻しによる法人税の還付を請求することができる。

2 制度の概要

(1) 概要

青色欠損金の繰戻し還付制度は、青色申告書を提出する法人について、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合に、その法人の請求により、その事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻して法人税の還付を受けることができる制度である(法法80、措法66の13)。

(2) 対象となる欠損金

① 中小企業者等の欠損金：

中小企業者等とは、青色申告書を提出する法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等をいう。ただし、大法人(資本金の額が5億円以上の法人等)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれる。

② 解散等の事実が生じた場合の欠損金、清算中の欠損金、災害損失欠損金

(3) 還付される金額

還付金額の計算は、次のとお

りである。

$$\begin{array}{l} \text{還付所得事業年度の法人税額} \\ \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額}}{\text{還付所得事業年度の}} \\ \text{所得金額} \end{array}$$

還付金額は、還付事業年度の所得に係る法人税額が限度となる。そのため、繰戻し還付の対象とされない欠損金額が生じる場合には、翌事業年度以降の繰越控除の対象とされる。

3 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

新型コロナウイルス感染拡大による企業に対する支援として、資本金1億円超10億円以下の法人について青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能とされた(新型コロナ税法7)。

ただし、大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人等)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれる。

本措置は、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用される。

4 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響で、棚卸資産や固定資産等に損失が生じている場合や、感染症の拡大や発生を防止するための消毒等の費用を支出している場合、これらの損失や費用の額は、「災害により生じた損失

の額」に該当し、災害損失欠損金の繰戻し還付を適用することができる。

災害損失欠損金の繰戻し還付制度では、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる(法法80⑤)。

また、青色申告書を提出する法人の場合は、前2年以内に開始した各事業年度(直前期、直前々期)まで遡って災害損失欠損金の繰戻し還付が可能である。

なお、災害損失欠損金の繰戻し還付は、白色申告法人や大規模法人も適用対象となる。

5 おわりに

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により急激に業績が悪化している企業において、青色欠損金や災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、短期的な資金繰りの改善に有効と考えられる。

なお、繰戻しによる還付制度は、法人税及び地方法人税が対象であるため、同様の取扱いがない法人事業税、法人住民税においては、翌事業年度以降の繰越控除の対象とされることに留意が必要である。

(右山研究グループ
税理士 北川 裕之)